

「個人番号報告書」は、当支部から提出依頼があった場合に提出してください。
 ※ 個人番号は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から収集するため、原則報告は不要です。

被扶養者個人番号報告書

組合員 本人	氏 名		所 属 所 名	
	組合員証番号		所属コード	

被扶養者 ①	個 人 番 号												
	氏 名												

被扶養者 ②	個 人 番 号												
	氏 名												

被扶養者 ③	個 人 番 号												
	氏 名												

- この報告書は当支部から提出依頼があった場合のみ提出してください。
- 「個人番号」欄に、被扶養者の通知カード又は個人番号カードに記載されている個人番号（12桁）を記入してください。
- 被扶養者の個人番号等の確認は当該組合員が行ってください。所属所に通知カード等確認書類の提出は必要ありません。
- この報告書を公立学校共済組合広島支部に提出する際は、封筒に「マイナンバー関係書類在中」と朱書きして、当該届に関する書類以外は同封せずに簡易書留郵便で提出してください。

【個人番号の利用目的について】

当組合は、番号法別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために、個人番号を利用します。